

登録番号

131-2

○大阪産業大学工学部修学規程

制 定 昭和 40 年 4 月 1 日
最近改正 令和 5 年 1 月 16 日

第 1 章 総則

第 1 条 大阪産業大学学則（以下「学則」という。）第 27 条、第 28 条および第 29 条に基づく工学部学生の授業科目の履修その他に関しては、別に定めあるものを除き、この規程の定めるところによる。

第 2 条 学生が履修する科目を分けて、実践教育科目、総合教育科目および専門教育科目とする。

第 3 条 授業科目のうち特定のを必修科目とし、その他を選択必修科目と選択科目とする。必修科目のすべての単位と選択必修の規定単位を、修得しなければ卒業できない。

2 通年科目を、都合により、前期または後期にまとめて授業した場合は、本規程第 14 条第 3 項ただし書によるほか履修期間および成績の取り扱いその他は、通年科目と同様に取り扱う。

3 学部または学科が指定する科目について、年度初めに実施するプレイスメントテストを受けなければならない。

第 4 条 最終学年において、卒業研究の審査に合格しなければならない。ただし、都市創造工学科の編入学生については、この限りでない。

2 卒業研究をさらに半年間継続の必要があると判定された者は、次年度の前期末あるいは学年末に再審査を受けることができる。

第 5 条 専攻分野別の履修コースは、次のとおりとする。

2 交通機械工学科に自動車工学コース、鉄道工学コース、交通機械コース、電気電子情報工学科に電気電子工学コース、電子情報工学コースを置く。

第 2 章 履修申請

第 6 条 履修申請は、年度ごとに履修する科目を定めて、教務課に届出なければならない。ただし、予め定められた科目を除き、後期に履修申請の修正をすることができる。

なお、履修申請をしていない科目を受講し、または受験することはできない。

2 履修申請は、次の各号の定めにしたがって行うものとする。

(1) 履修申請期間は、予め告示する。

(2) 同一時限に 2 科目以上の履修申請をしても受理しない。

(3) 履修申請は、復学の場合を除き、申請期間経過後は原則として受理しない。

また、申請期間経過後は、申請内容の変更を原則として認めない。

(4) 前各号の規定にかかわらず、履修人員に制限のある授業科目については、その制限人員に達した場合は、第 1 号の期間中であっても履修申請の受付、変更または追加は認めない。

第 7 条 履修した科目が不合格となり、なお単位を修得しようとする者は、あらためて次年度以降に履修申請し、再履修しなければならない。ただし、都市創造工学科および電気電子情報工学科の一部科目については、この限りではない。

第 7 条の 2 すでに単位を修得した科目については、再び履修することはできない。

第 8 条 前 3 条の規定に違反した者には、単位を与えない。

第 3 章 履修制限

第 9 条 1 年間に履修できる単位数は、次のとおりとする。

(1) 48 単位とする。

(2) 前号の定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。

イ 教員免許取得に係る「教科及び教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち職業指導および情報と職業ならびに「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に規定する科目

1 学則・奨学関係（131-2 大阪産業大学工学部修学規程）

- ロ 教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に規定する科目。ただし、電気電子情報工学科にあつては、教育原理、教育心理学、道徳教育の理論と方法、人権教育および生涯学習論の5科目は履修制限に含む。
- ハ 学則第33条および第34条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目
- ニ 電気電子情報工学科において単位認定科目として規定する科目（「実践特別科目」）

2 交通機械工学科の履修コースについては、次のとおりとする。

- (1) 交通機械工学科は自動車工学コース、鉄道工学コースおよび交通機械コースを置く。
- (2) 入学年度初めの履修申請時にコース選択を行う（鉄道工学コースは除く）。以後の履修コース変更は、申請に基づき、以下の通り行う。
 - イ 自動車工学コースから鉄道工学コースへの変更は、審査を経て1年次から2年次への進級時に限り認める。
 - ロ 自動車工学コースから交通機械コースへの変更を認める。その時期は毎学年初めの履修申請時とする。
 - ハ 鉄道工学コースから交通機械コースへの変更に限り認める。その時期は毎学年初めの履修申請時とする。
 - ニ 鉄道工学コースから自動車工学コースへの変更は認めない。
 - ホ 交通機械コースから他のコースへの変更は認めない。
- (3) 自動車工学コースの学生に限り、「自動車工学実習1」、「自動車工学実習2」、および「自動車工学実習3」を履修することができる。
- (4) 鉄道工学コースの学生に限り、「鉄道工学フィールドワーク」を履修することができる。
- (5) 鉄道工学コースの学生で、履修コース変更前に修得した単位は、卒業要件単位に算入することができる。
- (6) 交通機械コースの学生で、履修コース変更前に修得した単位は、卒業要件単位に算入することができる。

3 電気電子情報工学科は、電気電子工学コースおよび電子情報工学コースを置く。

なお、履修コース変更については、別に定める。

第10条 科目の履修および卒業見込証明書の発行の条件は、次のとおりとする。

- (1) 卒業研究を履修するためには、次の各学科が定めた条件をみたさなければならない。
 - イ 機械工学科

本規程第11条による卒業のための卒業資格最低単位数124単位のうち、総合教育科目の最低要件20単位以上を含む100単位以上を修得し、第3年次までに配当された専門教育科目の必修科目の未修得単位が、6単位以内であること。また、1年次配当の「機械の基礎」、「機械製図」、2年次配当の「機械製作実習」「機械設計演習1」を取得し、さらに3年次配当の「機械工学実験」および「機械設計演習2」のいずれかを取得しておくこと。

ただし、編入学生の入学区分「イ」の学生は、卒業資格最低単位数62単位のうち32単位以上を修得し、第3年次までに配当された専門教育科目の必修科目の未修得単位が、8単位以内であること。また、編入学生の入学区分「ロ」の学生は、卒業資格最低単位数74単位のうち42単位以上を修得し、第3年次までに配当された専門教育科目の必修科目の未修得単位が、8単位以内であること。

- ロ 交通機械工学科

本規程第11条による卒業のための卒業資格最低単位数124単位のうち、総合教育科目の最低卒業要件単位のうち16単位以上を含む100単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、実験、実習および製図の未修得単位が、2科目4単位以内であること。ただし、編入学生の入学区分「イ」の学生は、卒業資格最低単位数62単位のうち32単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、実験、実習および製図の未修得単位が、2科目4単位以内であること。また、編入学生の入学区分「ロ」の学生は、卒業資格最低単位数74単位のうち44単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、実験、実習および製図の未修得単位が、2科目4単位以内であること。

ハ 都市創造工学科

本規程第 11 条による卒業のための卒業資格最低単位数 124 単位のうち、総合教育科目の最低卒業要件単位 20 単位以上を含む 94 単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、「物理学実験」、「測量学実習」、「CAD 演習 1」、「都市創造工学実験」、「都市創造デザイン」の内、未修得単位が 2 単位以内であること。ただし、編入学生の入学区分「イ」および「ハ」の学生は、卒業資格最低単位数 62 単位のうち、「測量学実習」を含む 32 単位以上を修得していること。また、編入学生の入学区分「ロ」の学生は、卒業資格最低単位数 74 単位のうち、「測量学実習」を含む 36 単位以上を修得していること。

ニ 電気電子情報工学科

本規程第 11 条による卒業のための卒業資格最低単位数 124 単位のうち、実践教育科目の最低卒業要件 8 単位以上と総合教育科目の最低卒業要件 20 単位以上を含む 106 単位以上を修得し、専門必修科目の単位充足に係る要件は、履修コースにより、次のとおりとする。

履修条件は、「回路の基礎」、「電気回路 1」、「基礎電磁気学 1」、「電気電子情報基礎演習 1」、「電気電子情報基礎演習 2」、「電気電子情報工学基礎実験」を修得していること。また、電気電子工学コースは「電気電子工学実験」および「電気電子情報工学ゼミナール」のいずれか 1 科目、電子情報工学コースは「電子情報工学実験」および「電気電子情報工学ゼミナール」のいずれか 1 科目を修得していること。ただし、編入学生は、卒業資格最低単位数 62 単位のうち 36 単位以上を修得し、電気電子工学コースは「電気電子工学実験」および「電気電子情報工学ゼミナール」のいずれか 1 科目、電子情報工学コースは「電子情報工学実験」および「電気電子情報工学ゼミナール」のいずれか 1 科目を修得していること。なお、「電気電子情報工学ゼミナール」および「卒業研究」を履修するさいの教員は、原則として同一人であること。

(2) 卒業見込証明書は、4 年次において卒業研究の履修資格を有する者または既修得者に対して発行する。

第 4 章 卒業要件

第 1 1 条 卒業するためには、次の各号に定める単位を修得しなければならない。

2 学則第 30 条に定める各学科の卒業要件単位は、本規程別表第 1 の授業科目表にしたがって、在学中に 124 単位を修得しなければならない。

(1) 機械工学科

イ 実践教育科目は、8 単位以上とする。

ロ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より 4 単位以上を含めて 8 単位以上および身体科学科目分野を合わせて、20 単位以上とする。

なお、留学生は、教養教育科目の日本文化より 8 単位を含めて 8 単位以上、言語文化科目分野の日本語より 8 単位を含めて 8 単位以上および身体科学科目分野を合わせて 20 単位以上とし、英語の単位を修得しなくてもよい。

ハ 専門教育科目は、必修および選択を合わせて、88 単位以上とする。

なお、他学部および他学科の専門教育科目の内より、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30 単位まで履修することができ、そのうち 4 単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。)

ニ 実践教育科目、総合教育科目および専門教育科目において、それぞれの最低卒業要件単位を超えて修得した単位は、相互に 8 単位までを、当該科目区分の卒業要件単位に組み入れることができる。

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

実践教育科目			8 単位以上	124 単位	学士 (工学)	
総合教育科目	教養教育科目	教養入門ゼミ	要件なし			20 単位以上
		人文科学	要件なし			
		社会科学	要件なし			
		自然科学	要件なし			
		学際領域	要件なし			
		日本文化	(留学生に限る。) 8 単位			
	言語文化科目	英語	4 単位以上			} 8 単位以上
		初修外国語				
		日本語	(留学生に限る。) 8 単位			
	身体科学科目		要件なし			
専門教育科目			必修および選択科目の単位をあわせて、88 単位以上 (自由科目 4 単位を含む。)			
4 年以上在学						

注) 留学生は、教養教育科目分野の日本文化および言語文化科目分野の日本語を必修とする。

(2) 交通機械工学科

イ 実践教育科目は、6 単位以上とする。

ロ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より 4 単位以上を含めて 8 単位以上および身体科学科目分野を合わせて、20 単位以上とする。

なお、留学生は、教養教育科目分野の人文科学より「日本事情 1」「日本事情 2」、社会科学より「日本の社会と文化 1」「日本の社会と文化 2」の 8 単位を含めて 8 単位以上、言語文化科目分野の日本語より 8 単位を含めて 8 単位以上および身体科学科目分野を合わせて 20 単位以上とし、英語の単位を修得しなくてもよい。

ハ 専門教育科目は、必修および選択を合わせて、90 単位以上とする。

なお、他学部および他学科の専門教育科目の内より、製図、演習、実験、実習、工業英語、セミナー、卒業研究を除き、20 単位まで履修することができ、そのうち 4 単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。)

ニ 実践教育科目、総合教育科目および専門教育科目において、それぞれの最低卒業要件単位を超えて修得した単位は、相互に 8 単位までを、当該科目区分の卒業要件単位に組み入れることができる。

実践教育科目			6 単位以上	20 単 位以上	124 単位	学士 (工学)
総合教 育科目	教養教 育科目	教養入門ゼミ	要件なし			
		人文科学	要件なし			
		社会科学	要件なし			
		自然科学	要件なし			
		学際領域	要件なし			
	(日本事情 1・2) (日本の社会と文化 1・2)	(留学生に限る。) 8 単位				
言語文 化科目	英語	4 単位以上	} 8 単位以上			
	初修外国語					
	日本語	(留学生に限る。) 8 単位				
身体科学科目		要件なし				
専門教育科目			必修および選択科目の単位をあわせて、90 単位以上 (自由科目 4 単位を含む。)			
4 年以上在学						

注) 留学生は、教養教育科目分野の「日本事情 1」「日本事情 2」「日本の社会と文化 1」「日本の社会と文化 2」および言語文化科目分野の日本語を必修とする。

(3) 都市創造工学科

イ 実践教育科目は、6 単位以上とする。

ロ 総合教育科目は、教養教育科目分野より 12 単位以上、言語文化科目分野の英語より 4 単位以上を含めて 8 単位以上および身体科学科目分野を合わせて、20 単位以上とする。

なお、留学生は、教養教育科目分野の人文科学より「日本事情 1」「日本事情 2」、社会科学より「日本の社会と文化 1」「日本の社会と文化 2」の 8 単位を含めて 10 単位以上、言語文化科目分野の日本語より 8 単位を含めて 12 単位以上および身体科学科目分野を合わせて、22 単位以上とする。

ハ 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、90 単位以上とする。

ニ 実践教育科目、総合教育科目および専門教育科目において、それぞれの最低卒業要件単位を超えて修得した単位は、相互に 8 単位までを、当該科目区分の卒業要件単位に組み入れることができる。なお、他学部および他学科の専門教育科目の内より、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30 単位まで履修することができ、そのうち 4 単位までを当該学科の専門教育科目の選択必修科目として卒業要件単位に組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

実践教育科目			6 単位以上		124 単位	学士 (工学)
総合教育科目	教養教育科目	人文科学	12 単位以上 (留学生は 10 単位以上)	20 単位以上 (留学生は 22 単位以上)		
		社会科学				
		自然科学				
		学際領域				
	(日本事情 1・2) (日本の社会と文化 1・2)	(留学生に限る。) 8 単位				
言語文化科目	英語	4 単位以上	8 単位以上 (留学生は 12 単位以上)			
	初修外国語	(留学生に限る。) 8 単位				
	日本語					
身体科学科目	要件なし					
専門教育科目			必修、選択必修および選択科目の単位をあわせて、89 単位以上			
4 年以上在学						

注) 留学生は、教養教育科目分野の「日本事情 1」「日本事情 2」「日本の社会と文化 1」「日本の社会と文化 2」および言語文化科目分野の日本語を必修とする。

(4) 電気電子情報工学科

イ 実践教育科目は、8 単位以上とする。

ロ 総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野の英語より 4 単位以上を含めて 8 単位以上および身体科学科目分野を合わせて、20 単位以上とする。

なお、留学生は、教養教育科目分野の日本文化より 8 単位を含めて 8 単位以上、言語文化科目分野の日本語より 8 単位を含めて 8 単位以上および身体科学科目分野を合わせて 20 単位以上とし、英語の単位を修得しなくてもよい。

ハ 専門教育科目は、必修、選択を合わせて、88 単位以上とする。

なお、他学部および他学科の専門教育科目の内より、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30 単位まで履修することができ、そのうち 4 単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる (これを自由科目と称する。)

ニ 実践教育科目、総合教育科目および専門教育科目において、それぞれの最低卒業要件単位を超えて修得した単位は、相互に 8 単位までを、当該科目区分の卒業要件単位に組み入れることができる。

実践教育科目			8 単位以上	20 単位以上	124 単位	学士(工学)
総合教育科目	教養教育科目	教養入門ゼミ	要件なし			
		人文科学	要件なし			
		社会科学	要件なし			
		自然科学	要件なし			
		学際領域	要件なし			
		人間教育	要件なし			
		日本文化	(留学生に限る。) 8 単位			
言語文化科目	英語	4 単位以上	} 8 単位以上			
	初修外国語					
	日本語	(留学生に限る。) 8 単位				
身体科学科目		要件なし				
専門教育科目		必修および選択科目の単位をあわせて、88 単位以上 (自由科目 4 単位を含む。)				
4 年以上在学						

注) 留学生は、教養教育科目分野の日本文化および言語文化科目分野の日本語を必修とする。

3 学則第 13 条に定める各学科の 3 年次編入学生の卒業要件等は、次のとおりとする。

(1) 機械工学科

イ 入学資格が、学則第 13 条第 2 項第 1、2、4 および 5 号の何れかに該当する者もしくは本学において同等以上の学力があると認められた者

- (1) 卒業要件単位は、実践教育科目および専門基礎科目を除く専門教育科目より 62 単位とする。
- (2) 実践教育科目および機械工学専門基礎科目を合わせて、8 単位以上修得すること。
- (3) 実践教育科目の「学科入門ゼミナール」、「日本語とコミュニケーション 1」、「日本語とコミュニケーション 2」および「大阪産業大学と社会」については履修することができない。その他の実践教育科目は、選択科目として取り扱う。
- (4) 「材料力学 1」、「機械力学 1」、「熱力学 1」、「流体力学 1」、「制御工学 1」、「機械工学実験」、「機械設計演習 2」、「リサーチスタディー」および「卒業研究」を必修科目とし、その他の専門教育科目は、選択科目として取り扱う。
- (5) 専門基礎科目を履修しても卒業要件単位に算入することができない。また、「基礎数学および演習」については、履修することができない。なお、プレイスメントテストは、すべて実施しない。
- (6) 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を 4 単位とする。

実践教育科目	} 8 単位以上	必修科目 20 単位	62 単位	学士(工学)	
専門教育科目		機械工学専門基礎科目			選択科目 42 単位
		機械工学専門応用科目 卒業研究・ゼミナール科目			(自由科目 4 単位を含む。)
2 年以上在学					

ロ 入学資格が、学則第 13 条第 2 項第 3 号に該当する者もしくは本学において同等以上の学力があると認められた者

- (1) 卒業要件単位は、総合教育科目から 12 単位以上、実践教育科目および専門教育科目から 62 単位以上、合わせて 74 単位とする。
- (2) 実践教育科目、専門基礎科目および機械工学専門基礎科目を合わせて、12 単位以上修得すること。

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

- (3) 総合教育科目の「教養入門ゼミ」については履修することができない。その他の総合教育科目は、選択科目として取り扱う。
- (4) 実践教育科目の「学科入門ゼミナール」、「日本語とコミュニケーション 1」、「日本語とコミュニケーション 2」および「大阪産業大学と社会」については履修することができない。その他の実践教育科目は、選択科目として取り扱う。
- (5) 「材料力学 1」、「機械力学 1」、「熱力学 1」、「流体力学 1」、「制御工学 1」、「機械工学実験」、「機械設計演習 2」、「リサーチスタディー」および「卒業研究」を必修科目とし、その他の専門教育科目は、選択科目として取り扱う。
- (6) 専門基礎科目の「基礎数学および演習」については、履修することができない。なお、プレースメントテストは、すべて実施しない。
- (7) 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を 4 単位とする。

総合教育科目		12 単位		74 単 位	学 士 (工 学)
実践教育科目		必修科目 20 単位 選択科目 42 単位 (自由科目 4 単位を含む。)	62 単 位		
専門教育科目	専門基礎科目				
	機械工学専門基礎科目				
	機械工学専門応用科目				
卒業研究・ゼミナール科目					
2 年以上在学					

(2) 交通機械工学科

イ 入学資格が、学則第 13 条第 2 項第 1、2、4 および 5 号の何れかに該当し、かつ、出身学科が交通機械工学科または機械工学科に相当する者もしくは本学において同等以上の学力があると認められた者とし、編入できるコースは、自動車工学コースおよび交通機械コースに限る。

- (1) 卒業要件単位は、総合教育科目の言語文化科目分野から 2 単位以上、専門教育科目から 60 単位以上、合わせて 62 単位とする。
- (2) 自動車工学コースの必修科目は、「セミナー」および「卒業研究」ならびに本規程別表第 1 の授業科目表および単位数 2 の備考欄中に定める二級自動車整備士科目とし、その他の科目は、選択科目として取り扱う。
- (3) 交通機械コースの必修科目は、「基礎数学および演習」、「基礎物理学および演習」、「機械動力学」、「機械設計・要素学」、「基礎鉄道工学」、「交通システム工学」、「ビークルエネルギー工学」、「交通機械論」、「交通機械実験・実習」、「セミナー」および「卒業研究」とし、その他の科目は、選択科目として取り扱う。
- (4) 基礎数学及び演習、基礎物理学及び演習については、プレースメントテストを実施する。英語および化学については、プレースメントテストを実施しない。
- (5) 実践教育科目および自由科目は、専門教育科目の選択科目として取り扱い、合わせて 4 単位を上限に卒業要件単位に組み入れことができる。ただし、実践教育科目の「学習リテラシー」を履修することはできない。

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

総合教育科目	言語文化科目	英語	}	2 単位		
		日本語				
専門教育科目	自動車工学コース			50 単位	62 単位	学士 (工学)
	必修科目					
	選択科目	(自由科目及び実践教育科目の4単位含む。)	10 単位			
	交通機械コース			26 単位		
必修科目						
選択科目	(自由科目及び実践教育科目の6単位含む。)	34 単位				
2年以上在学						

ロ 入学資格が、学則第 13 条第 2 項第 3 号に該当し、本学において同等以上の学力があると認められた者とし、編入できるコースは交通機械コースに限る。

- (1) 卒業要件単位は、総合教育科目の言語文化科目分野から 2 単位以上、専門教育科目から 72 単位以上、合わせて 74 単位とする。
- (2) 必修科目は、「基礎数学および演習」、「基礎物理学および演習」、「工業力学 1」、「工業力学演習」、「材料力学」、「材料力学演習」、「機械動力学」、「機械製図」、「機械設計・要素学」、「材料工学」、「流体工学」、「流体工学演習」、「熱工学」、「熱工学演習」、「電気工学」、「基礎鉄道工学」、「交通システム工学」、「ビークルエネルギー工学」、「交通機械論」、「交通機械実験・実習」、「セミナー」および「卒業研究」とし、その他の科目は、選択科目として取り扱う。
- (3) 基礎数学及び演習、基礎物理学及び演習については、プレイスメントテストを実施する。英語および化学については、プレイスメントテストを実施しない。
- (4) 実践教育科目および自由科目は、専門教育科目の選択科目として取り扱い、合わせて 4 単位を上限に卒業要件単位に組み入れことができる。ただし、実践教育科目の「学習リテラシー」を履修することはできない。

総合教育科目	言語文化科目	英語	}	2 単位		
		日本語				
専門教育科目	必修科目			44 単位	74 単位	学士 (工学)
	選択科目	(自由科目及び実践教育科目の6単位含む。)				
2年以上在学						

(3) 都市創造工学科

イ 入学資格が、学則第 13 条第 2 項第 1、2、4 および 5 号の何れかに該当し、かつ、出身学科が理系または工学系に相当する者もしくは本学において同等以上の学力があると認められた者とする。

- ① 卒業要件単位は、専門教育科目から 62 単位とする。
- ② 「基礎数学および演習」、「解析学 1」、「代数学 1」、「数学演習 1」、「解析学 2」、「代数学 2」、「数学演習 2」、「基礎物理学および演習」および「基礎化学および演習」を履修することはできない。
- ③ 「物理学実験」および「卒業研究論文」を選択科目として取り扱う。
- ④ 「都市創造工学実験」を 4 年次履修科目として取り扱う。

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

専門教育科目	工学基礎科目	「工学基礎数学1」および 「工学基礎数学2」のうち、 2単位以上 物理 2単位	4単位	必修科目 40単位 選択必修科目 22単位	62単位	学士(工学)
	情報技術基礎	4単位	38単位			
	技術者の素養	10単位				
	都市基盤整備の基礎	21単位				
	実験	2単位				
	デザイン	1単位				
	卒業研究					
	自然災害と防災					
	交通と都市計画					
	資源とエネルギーの再生					
	施工管理技術					
	構造設計の応用					
	建築士資格・スキル支援					
	2年以上在学					

ロ 入学資格が、学則第 13 条第 2 項第 3 号に該当し、本学において同等以上の学力があると認められた者とする。

- ① 卒業要件単位は、実践教育科目から 3 単位以上、専門教育科目から 71 単位以上、合わせて 74 単位とする。
- ② 「基礎数学および演習」および「CAD演習 1」を履修することはできない。
- ③ 「プログラミング」、「シミュレーション」および「都市情報分析」のうち、1 科目以上を修得することとする。
- ④ 「物理学実験」および「卒業研究論文」を選択科目として取り扱う。
- ⑤ 「都市創造工学実験」を 4 年次履修科目として取り扱う。

実践教育科目				必修科目 2単位 選択必修科目 1単位	74単位	学士(工学)
専門教育科目	工学基礎科目	「工学基礎数学1」および 「工学基礎数学2」のうち 2単位以上、物理4単位	15単位	必修科目 43単位 選択必修科目 28単位		
	情報技術基礎	2単位	34単位			
	技術者の素養	10単位				
	都市基盤整備の基礎	19単位				
	実験	2単位				
	デザイン	1単位				
	卒業研究					
	自然災害と防災					
	交通と都市計画					
	資源とエネルギーの再生					
	施工管理技術					
	構造設計の応用					
	建築士資格・スキル支援					
	2年以上在学					

ハ 入学資格が、学則第 13 条第 2 項第 1、2、4 および 5 号の何れかに該当し、かつ、出身学科が文系に相当する者もしくは本学において同等以上の学力があると認めた者とする。

- ① 卒業要件単位は、専門教育科目から 62 単位とする。
- ② 「プログラミング」、「シミュレーション」および「都市情報分析」のうち、1 科目以上を修得しなければならない。
- ③ 「物理学実験」、「工学英語」、「卒業研究論文」、「気象災害と防災」、「交通システム工学」および「資源再生論」を選択科目として取り扱う。
- ④ 「地球環境学概論」および「公共事業と環境の経済学」を選択必修科目として取り扱い、1 科目以上を修得することとする。
- ⑤ 「都市創造工学実験」を 4 年次履修科目として取り扱う。

専門教育科目	工学基礎科目	「工学基礎数学1」および「工学基礎数学2」のうち、2単位以上 物理 4単位	16単位	必修科目 33単位 選択必修科目 29単位	62単位	学士(工学)
	情報技術基礎	2単位	32単位			
	技術者の素養	「地球環境学概論」および「公共事業と環境の経済学」のうち、2単位以上				
	都市基盤整備の基礎	21単位				
	実験	2単位				
	デザイン	1単位				
	卒業研究					
	自然災害と防災		14単位			
	交通と都市計画					
	資源とエネルギーの再生					
	施工管理技術					
	構造設計の応用					
	建築士資格・スキル支援					
2年以上在学						

(4) 電気電子情報工学科

高等教育課程を修了し、かつ、当該学科が定める学力基準を満たしていると認めた者とする。
卒業要件単位の修得は、次による。

- (1) 卒業要件単位は、専門教育科目から 62 単位とする。
- (2) 1 年次配当のすべての専門教育科目については、必修科目を含め、修得した単位を卒業要件単位の算入することができない。
- (3) 2 年次配当の必修科目「電子情報通信基礎演習 2」および「電子情報通信工学実験 1」については、選択科目として取り扱う。
- (4) 専門基礎科目の「基礎数学および演習」については、履修することができない。なお、プレイスメントテストは、すべて実施しない。
- (5) 専門応用科目について、電気電子工学コースは電気電子工学科目および「情報通信工学 1」「システムと制御」、「情報通信機器」、「デジタル信号処理」から 12 単位以上、電子情報工学コースは電子情報工学科目および「計測とセンシング」、「電子回路設計」、「光・電磁波工学」、「光エレクトロニクス」から 12 単位以上を修得することとする。
- (6) 自由科目の卒業要件単位への組み入れについては、専門教育科目の選択科目として取り扱い、上限を 4 単位とする。

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

専門教育科目	必修科目	8 単位	62 単位	学士 (工学)
	選択必修科目	12 単位		
	選択科目 (自由科目 4 単位を含む。)	42 単位		
2 年以上在学				

第 5 章 教育職員免許状取得に必要な科目の履修

第 1 2 条 中学校および高等学校の教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法・同施行規則に定める必要な単位を修得するために、本規程別表第 1 の 5 (以下別表という。)に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」より、以下に定める単位を修得しなければならない。

(1) 機械工学科

高等学校教諭一種工業の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目を 34 単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を 25 単位、合わせて 59 単位を修得しなければならない。

(2) 交通機械工学科

高等学校教諭一種工業の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目(選択必修科目を含む。)を含め 24 単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を 25 単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を 10 単位、合わせて 59 単位を修得しなければならない。

(3) 都市創造工学科

高等学校教諭一種工業の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目(選択必修科目を含む。)を含め 24 単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を 25 単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を 10 単位、合わせて 59 単位を修得しなければならない。

(4) 電気電子情報工学科

イ 中学校教諭一種数学の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目を 28 単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を 29 単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」から選択科目を 2 単位、合わせて 59 単位を修得しなければならない。また、7 日間の「介護等体験」を行わなければならない。

ロ 高等学校教諭一種数学の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目を 24 単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を 25 単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を 10 単位、合わせて 59 単位を修得しなければならない。

ハ 高等学校教諭一種情報の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目を 26 単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を 25 単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を 8 単位、合わせて 59 単位を修得しなければならない。

ニ 高等学校教諭一種工業の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目(選択必修科目を含む。)を 27 単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を 25 単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を 7 単位、合わせて 59 単位以上を修得

しなければならない。

第13条 教育実習科目および教職実践演習の履修は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

- (1) 「教育実習1」を履修するためには、前年度終了時点において、総修得単位数（卒業要件外教職科目を含む）が、原則として90単位以上でなければならない。ただし、編入学生は、この限りでない。
- (2) 「教育実習2a」または「教育実習2b」の履修者は、卒業見込みの者であるとともに、「教育実習1」を履修している者で、原則として、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法に関する科目」ならびに、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち「教育の基礎的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について、配当された科目の単位をすべて修得し終えており、かつ、卒業時に教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位を修得できる見込みの者でなければならない。なお、教育実習に関する詳細は別に定める。
- (3) 「教職実践演習（中・高）」の履修者は、原則として、教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位のうち、4年次前期までに配当された科目の単位をすべて修得し終えていなければならない。

第6章 試験

第14条 定期試験は、前期試験と後期・学年末試験に分ける。

- 2 前期試験は、前期のみで終わる授業科目について前期末に行う。ただし、通年の授業科目についても、中間試験として行うことができる。
- 3 後期・学年末試験は、通年授業科目および後期のみで終わる授業科目について学年末に行う。ただし、通年の授業科目であって、前期に集中して授業したときは、前期試験のさい、試験を行うが、追試験の実施を除き、成績の発表については学年末において処理する。

第15条 正当な理由によって受験できなかった者にたいしては、教授会の議を経て、追試験を行う。

- 2 追試験を受験しようとする者は、指定の期間に、追試験受験願（様式第9号）を、所定の手数料と病气その他で受験できなかったことを証明する書類とともに教務課経由学長に提出する。ただし、受験できなかった理由が就職試験、公共交通機関の遅延・運行休止または裁判員制度に基づく裁判員としての任務遂行の場合は、手数料を徴収しない。
- 3 学長は、前項の受験願を受理したときは、受験を許可するかどうかを教授会の議を経て、本人に通知する。
- 4 追試験の受験を許可された者には、受験票を交付し、不許可になった者には、提出した書類および手数料を返戻する。
- 5 追試験の期日は、教授会において定める。
- 6 中間試験として行った試験についての追試験は行わない。
- 7 追試験の成績は、90点満点とする。

第16条 単位認定に係わる試験（以下「試験」という。）を受験しようとする者は、試験場において、次の各号に定める事項（以下「注意義務」という。）を守らなければならない。

- (1) 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。
- (2) 試験開始後30分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。
- (3) 受験のさいは、学生証を机上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験することができない。
- (4) 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学生証との照合を受けなければならない。
- (5) 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。
- (6) 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場外に持ち出してはならない。

第17条 試験にさいして、次の各号の何れかの行為を行った者は、不正行為者とみなし、学生証および答案を取り上げて退場を命じる。

- (1) 前条の注意義務に抵触する行為

1 学則・奨学関係 (131-2 大阪産業大学工学部修学規程)

- (2) 許可されたもの以外を見ること
- (3) 他人の不正行為を助けること
- (4) 不正行為を目的とするものを保持すること
- (5) 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
- (6) その他不正行為とみなされること

2 不正行為を行った者にたいしては、次の各号にしたがって処分を行う。

- (1) 前項1号の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。
- (2) 前項2号から6号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。
- (3) 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者にたいしては、学則第48条に基づいて懲戒処分とする。

第7章 雑 則

第18条 次の各号に定めるいずれかの事態が生じたときは、第2項の定めるところにしたがって授業を実施する。

- (1) 大阪府下のいずれかの地域または兵庫県(阪神地域)に「暴風警報」、「暴風雪警報」、「特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)」が発令されたとき。
- (2) 大東市に土砂災害警戒情報レベル4以上が発令されたとき。
- (3) 西日本旅客鉄道(JR西日本)「片町線」(学研都市線/京橋~松井山手間)の一部または全部が途絶しているとき。
- (4) 大阪市高速電気軌道(Osaka Metro)「中央線」・近畿日本鉄道「けいはんな線」(本町~生駒間)および近畿日本鉄道「奈良線」の2交通機関が同時に途絶しているとき。

2 授業の実施要領は、次のとおりとする。ただし、第1項第2号については東キャンパスおよび生駒キャンパスのみを対象とする。

- (1) 午前6時30分までに第1項各号の事態が解消されたときは、平常通り1時限目から授業を行う。ただし、午前6時30分を過ぎても解消されないときは、1時限目から2時限目までの授業を休講とする。
- (2) 午前10時までに解消されたときは、3時限目から授業を行う。ただし、午前10時を過ぎても解消されないときは、3時限目から5時限目までの授業を休講とする。
- (3) 午後3時までに解消されたときは、6時限目から授業を行う。ただし、午後3時を過ぎても解消されないときは、6時限目以降の授業を休講とする。
- (4) 第1項1号の警報が授業中に発令された場合、学長は授業を中止して休講とすることができる。

3 第1項各号以外に特別の事態が発生するおそれがあるとき、または授業中に発生したとき、学長は授業を中止し休講とすることができる。

4 第1項各号に掲げた事態以外の理由で登学できなかつたときは、教務課に申し出ること。

5 第1項各号、第2項各号および第3項は、試験期間も対象とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月2日)

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年8月29日)

(施行期日)

この規程は、令和4年8月29日から施行する。ただし、第18条については、学則第51条の定めに関わらず、令和4年度以降に在籍する学生に適用する。

附 則 (令和4年8月29日)

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条、第10条第2項第1号のハおよび第11条第3項第3号については、学則第51条の定めに関わらず、令和5年度以降に3年次編入学した都市創造工学科

の学生に適用する。

附 則 (令和5年1月16日)

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。